

FIRE

BRIGADE



佐野市消防団  
活性化推進基本計画

令和5（2023）年3月  
栃木県佐野市



# 市長あいさつ

近年、自然災害が大規模化・激甚化する傾向にあり、平成30（2018）年7月豪雨、令和元（2019）年東日本台風、令和4（2022）年福島県沖地震のほか、突風や土石流による被害など、これまで「数十年に1度の規模」と言われるような災害が短い期間で発生し多くの尊い命が失われ、経済的・社会的・文化的にも甚大な被害がもたらされています。



こうした状況の中で、主に地域に居住または勤務し、地域の事情等に精通し、郷土愛護の精神に基づき活動する「消防団」は、常備消防とともに「公助」を担いつつ地域における「共助」の一翼を担う重要な存在であり、東日本大震災や令和元年東日本台風などの教訓や活躍を踏まえ、地域住民が消防団へ寄せる期待や役割は益々高まっております。

一方で、消防団員数の減少や平均年齢の上昇など、消防団を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。特に消防団員数については、令和4年4月1日現在の条例定数に対する実員数の割合が約81%となり、平成17年2月28日の新市誕生後、最も低い数値となっております。そのため、若年世代の入団促進や消防団の魅力向上、さらにはこれからの時代に即した柔軟で多様性のある組織づくりのための基本方針となる「佐野市消防団活性化推進基本計画」を策定することといたしました。

本計画に定める各種施策を策定・推進することで、将来にわたり持続可能な消防団組織の構築と災害即応体制の強化を図るとともに、地域と緊密に連携した消防団活動を展開し、もって消防団を中核とした地域防災力の充実強化を推進してまいります。

令和5（2023）年3月

佐野市長 金子 裕

# 目 次

## 序 章

第1節	はじめに	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の位置づけ	1
(3)	計画の基本理念	2
(4)	計画期間	3
第2節	消防団の位置づけ	4
(1)	消防団	4
(2)	消防団員	4
(3)	消防団員の処遇等	4
第3節	国が示す消防団員確保のための取組	5
(1)	消防団組織・制度の多様化方策の導入	5
(2)	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律	6
(3)	消防団員の処遇等に関する最終報告	7

## 第1章 本市消防団の現状と課題

第1節	消防団の現状	9
(1)	消防団の組織等	9
(2)	消防団員数の推移並びに施設等の経過年数	14
(3)	消防団の出動状況	19
第2節	消防団が抱える課題	20
(1)	消防団を取り巻く社会環境の変化と影響	20
(2)	アンケート結果から見える課題	23

## 第2章 本市消防団の活性化に向けた施策

第1節	施策体系	27
第2節	施策ごとの推進方針	27
(1)	消防団員の確保	27
(2)	消防団活動の活性化	30
(3)	消防団組織の充実と再編	32
第3節	施策の推進体制と進捗管理	34

## 資料編

	佐野市消防団活性化推進基本計画策定懇談会設置要綱	36
	佐野市消防団活性化推進基本計画策定懇談会委員	37
	佐野市消防団活性化推進基本計画策定委員会委員	38
	消防団員の報酬等の基準の策定等について（消防庁長官通知）	39



# 序 章

## 第1節 はじめに

### (1) 計画策定の趣旨

消防団については、少子高齢化や過疎化、就業構造の変化などの社会環境の変化等による団員数の減少や若年層の割合低下などの課題に直面しており、地域防災の中核をなす消防団を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

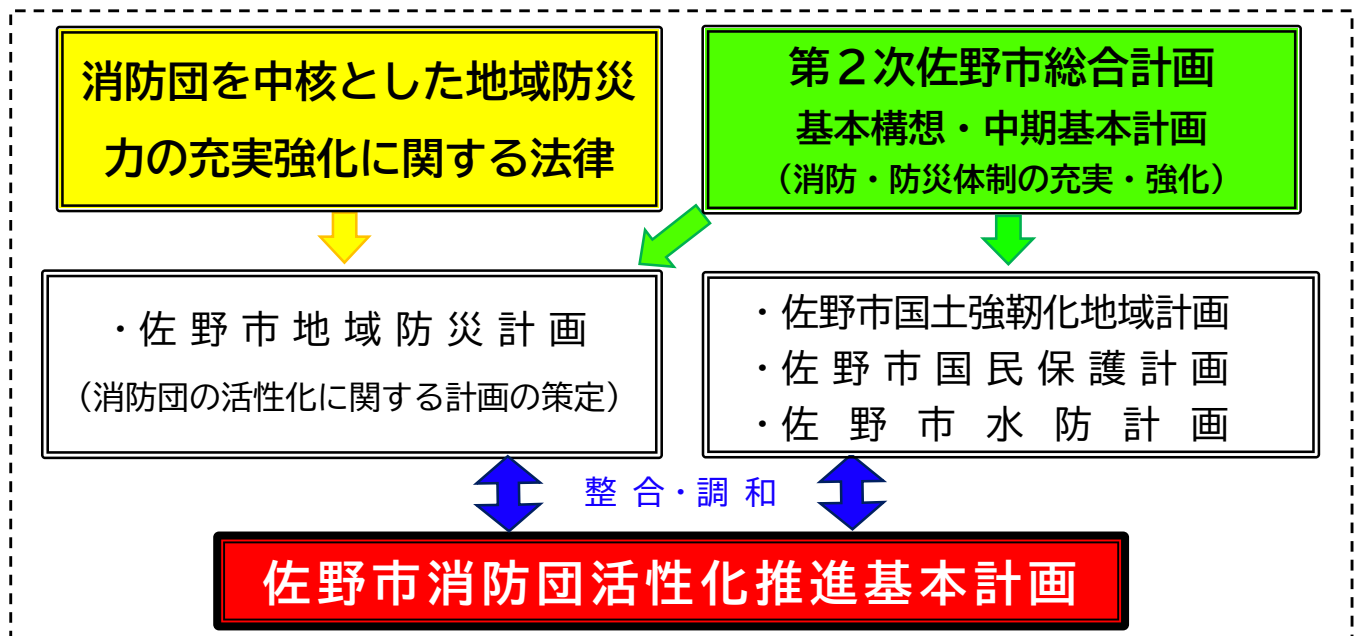
一方、近年の災害は全国的に大規模化・激甚化し、発生頻度も増加する傾向にあります。

本市においても、令和元年東日本台風（台風第19号）の豪雨災害では甚大な被害を受けており、また、突風被害や将来発生が懸念される首都直下地震への対応など、多様化する自然災害に対し、市民が消防団へ寄せる期待や役割は益々大きなものとなっています。

そのため、将来にわたり持続可能な消防団組織の構築と災害即応体制の強化を図るとともに、市民の積極的な参加の下に消防団を中核とした地域防災力の充実強化を推進し、もって市民の安全・安心に資することを目的として「佐野市消防団活性化推進基本計画」を策定するものです。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、平成25年12月制定の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の趣旨に鑑み、また第2次佐野市総合計画中期基本計画に掲げる施策単位である「消防・防災体制の充実・強化」を推進するとともに、他の関連計画の目的を達成するため、消防団が抱える課題等を検証し、対処方針を策定・推進することで、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図ります。



### (3) 計画の基本理念

#### ① 基本理念

消防団を中核とした地域防災力の充実・強化を図るため、計画の基本理念を次のとおり定めます。

**地域防災のリーダー 地域とともに歩み続ける消防団**

また、「SDGs（持続可能な開発目標）（※1）」が平成27（2015）年に国連サミットで採択され、第2次佐野市総合計画中期基本計画において、政策横断的な取組として推進されていることから、本計画においても関連する目標を掲げ取組を進めます。

（※1）SDGs：持続可能な開発のための2030アジェンダに記載された2016年から2030年までの国際目標  
本計画に関連するSDGs【11 住み続けられるまちづくりを】



SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



#### ② 消防団の将来像

消防団が有する地域密着性（消防団員は区域内に居住または勤務）、要員動員力（多数の団員の動員が可能）、即時対応力（日頃からの教育訓練により災害対応の知識・技術を習得）の特性を生かし、地域防災の中核としての役割を担い続けるため、消防団の将来像を次のとおり定めます。

#### 将来像 ① 地域と緊密に連携した活動を展開する消防団

地域の実状に合わせたきめ細やかな防火・防災指導を行うとともに、地域が必要とする活動を地域と一体となって展開し、「顔の見える関係」を構築することで、消防団と地域住民の相互理解を深めるとともに、協力体制を強化することで、地域防災力の一層の向上を図ります。

## 将来像 ② 魅力あふれる消防団

地域防災の中核を担う存在であることの使命感や、情熱をもった消防団員を育成するとともに、団員間の連帯感と絆を深め、活気にあふれた魅力ある組織づくりを進めます。

## 将来像 ③ 防火・防災に関し、専門的な知識・技術を有する消防団

防火・防災に関する豊富な知識と専門的な技術を有し、様々な災害において柔軟かつ的確に状況を判断でき、統率のとれた活動で地域に安全・安心を提供する消防団組織づくりを進めます。

### (4) 計画期間

本計画は、上位計画である「第2次佐野市総合計画」の計画期間に合わせ、令和5（2023）年度から令和11（2029）年度までを計画期間として、消防団の活性化に関する各種施策を推進します。

ただし、社会情勢の変化等を見極めながら必要に応じた見直しを行うものとします。

令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第2次佐野市総合計画						
中期基本計画			後期基本計画			
佐野市消防団活性化推進基本計画						

## 第2節 消防団の位置づけ

### (1) 消防団

消防団は、本業を持ちながら「自分たちの地域は自分たちで守る」という郷土愛護の精神のもと、消防組織法に基づき、地域住民を中心に組織されており、市町村の消防機関の一つとして消防署と協力し、災害対応等に当たっています。

消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分の取扱いに関する事項については、佐野市消防団条例で定めています。

### (2) 消防団員

消防団員は防火・防災に関する知識や技術を習得した**非常勤特別職の地方公務員**で、各種災害対応や平常時の防火啓発活動等を行っています。

また、消防団員は主に管轄地域に居住し、または勤務している方で構成されており、地域の情報に精通し、また、日頃から地域コミュニティと連携するなど、地域に根差した活動を展開しています。

#### 災害時の活動

- 1 消火活動
- 2 救助活動
  - 住民の避難誘導・救出救護
- 3 水防活動
  - 積み土のう、がれき除去
- 4 警戒巡視
  - 飛火警戒、河川巡視
- 5 災害防ぎよ
  - 突風被害等対応
- 6 遭難者の捜索 など

#### 平常時の活動

- 1 災害対応訓練
- 2 消防資機材の維持・管理
- 3 防火・防災訓練指導
  - 町会、自主防災組織等
- 4 救命講習会
  - 町会、学校、事業所等
- 5 予防広報活動
  - 火災予防広報
  - 地域行事等の警戒
- 6 住宅防火診断 など

### (3) 消防団員の処遇等

消防団員には、条例の基準に従い、階級に応じた年額報酬と、災害や訓練等に出動した場合の出動手当が支給されます。

その他、活動中の不慮の事故に備えた公務災害補償等のほか、消防団員が退職した場合に、勤続年数や階級に応じて支払われる退職報奨金制度が設けられています。



### 第3節 国が示す消防団員確保のための取組

#### (1) 消防団組織・制度の多様化方策の導入

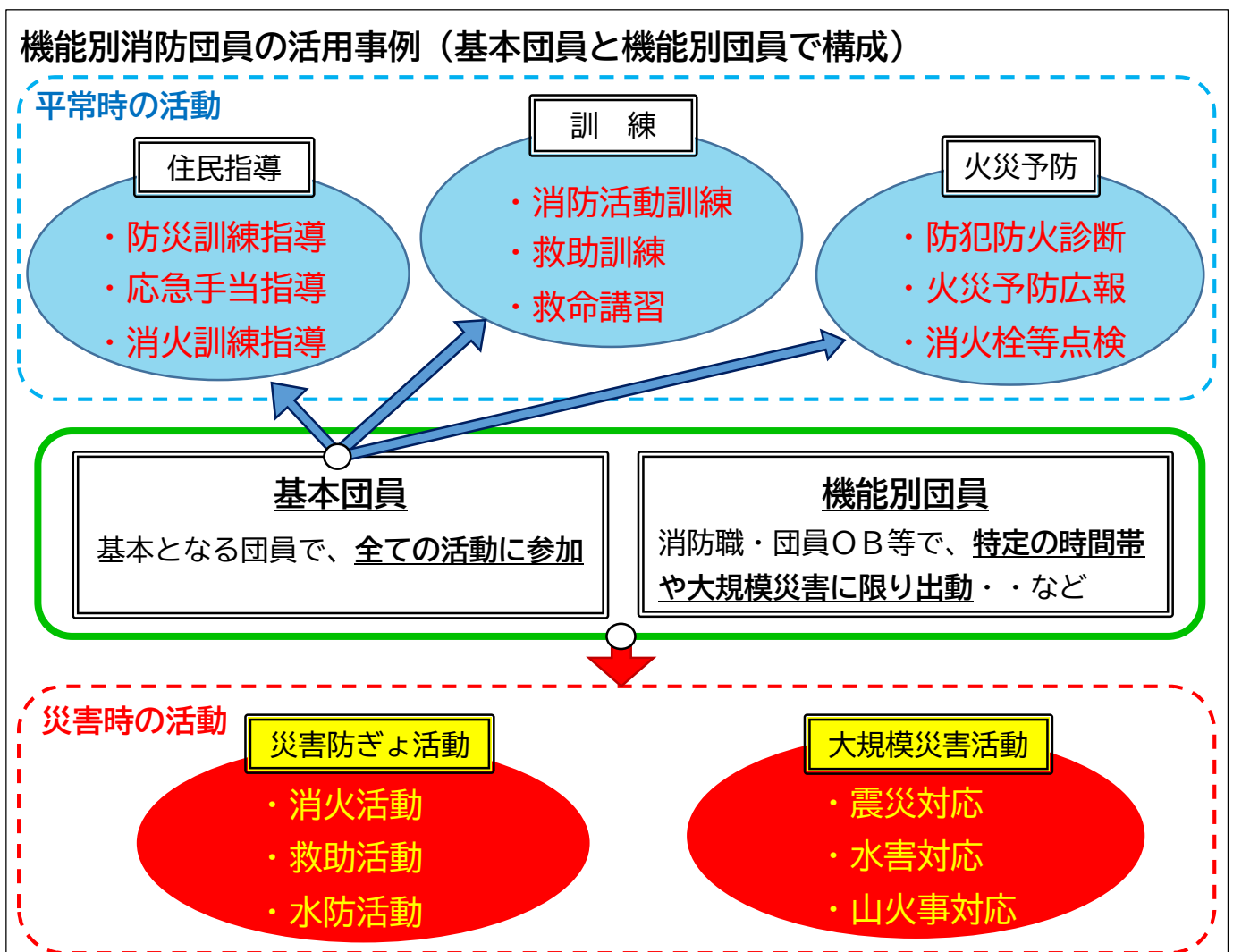
消防団員数の減少や、被用者団員（いわゆるサラリーマン団員）の割合増加による平日日中の災害対応力低下への懸念は全国的な課題となっており、またその傾向は近年、顕著化しています。

そのため、総務省消防庁では、昼夜を問わず全ての災害、訓練に参加する消防団員を基本とした現在の制度を維持しつつ、団員確保に苦慮している各市町村が地域の実状等に応じて選択できる制度として、次の多様化方策が示されています。

##### ① 機能別団員制度（特定の活動、役割のみに参加する団員）

入団時に決めた特定の活動・役割及び大規模災害等に参加する制度で、消防職員のOBや消防団員のOB、女性等の活躍を想定した制度となっています。

時間帯を限定した活動や特定の災害種別のみに活動し、消防団の活動を補完する役割を期待されています。通常の消防団員との区別を図るため、通常の消防団員は基本団員、機能別消防団員は機能別団員などと通称されます。



## ② 機能別分団制度（特定の活動、役割を実施する分団）

特定の役割、活動を実施する分団・部を設置し、所属団員は当該活動及び大規模災害対応を実施する制度で、大規模災害対応、火災予防対応等を目的とした分団の設置や事業所単位での分団設置が可能となります。

## ③ 休団制度

団員が長期出張や育児等で長期間活動することができない場合、団員の身分を保持したまま一定期間の活動休止を消防団長が承認する制度で、消防団に復職、または活動を継続しやすい環境の整備を目的としています。

休団中の大規模災害対応、休団期間の上限は各消防団で規定し、休団中は報酬の不支給、退職報償金の在職年数不算入が可能となります。

## ④ 消防団協力事業所表示制度

一定数の消防団員を雇用し、または従業員の消防団活動の参加等に対し、積極的に協力している事業所に対して「表示証」を交付し、社屋への掲示や自社ホームページ等で広く公表していただくことで、当該事業所が地域防災支援活動に貢献していることを社会的に評価するとともに、消防団活動に対する住民の理解と事業所等の協力体制の促進を図るための制度となります。

## ⑤ 学生消防団活動認証制度

消防団員として活動し、功績が評価された学生に対し、市町村長が「学生消防団活動認証証明書」を交付するものです。この制度は大学や経済団体へ周知されており、学生側は地域に貢献した実績を就職活動時にアピールすることができ、企業側としては社会貢献実績のある人材や、団体行動、規律等を身につけた人材を確保しやすくなります。

## (2) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

この法律は、東日本大震災をはじめ、地震、局地的な豪雨や台風による災害が頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため地域防災力の重要性が増す一方、地域防災の担い手である消防団員を確保することが困難となっていることを背景として、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全に資することを目的に、平成25年12月に制定されました。

## 【消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要】

### 1 目的・基本理念等

- (1) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施
- (2) 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務
- (3) 住民に対する防災活動への参加に係る努力義務
- (4) 地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務
- (5) 地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務

### 2 基本的施策

#### (1) 消防団の強化

- ① 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定
- ② 消防団への加入の促進
  - ・意識の啓発
  - ・公務員の消防団員との兼務に関する特例
  - ・事業者、大学等の協力
- ③ 消防団の活動の充実強化のための施策
  - ・消防団員の処遇の改善
  - ・消防団の装備の改善、相互応援の充実
  - ・消防団員の教育訓練の改善と標準化、資格制度の創設

#### (2) 地域における防災体制の強化

- ① 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等
- ② 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置
- ③ 自主防災組織等に対する援助
- ④ 学校教育・社会教育における防災学習の振興

### (3) 消防団員の処遇等に関する最終報告

消防団員数の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたすという強い危機感のもと、総務省消防庁では消防

団員数を確保することを目的とした外部有識者等からなる「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催し、令和3年8月に最終報告書が取りまとめられました。

報告書を踏まえ、市町村は、消防団員の処遇等の改善について積極的な取組を行うこととされました。

## 【消防団員の処遇等に関する検討会の最終報告書（概要）】

### 1 消防団員の処遇改善

#### (1) 検討結果を踏まえ、総務省消防庁において「報酬等の基準」を策定

- ・年額報酬：団員 36,500 円を標準とする
- ・出勤報酬：1 日当たり 8,000 円を標準とする
- ・出勤に係る実費などの費用弁償については、必要額を措置する
- ・報酬等の支払い方法を直接支給とする

### 2 幅広い団員確保策

#### (1) 消防団に対する理解の促進

- ・消防団活動に対する社会的理解を深める
- ・消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が伝わる広報の展開
- ・消防団のイメージアップ

#### (2) 幅広い住民の入団促進

- ・被用者の入団促進
- ・女性の入団促進
- ・学生の入団促進
- ・将来の担い手育成
- ・新たな社会環境に対応する団運営

#### (3) 平時の消防団活動のあり方

- ・地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練の実施
- ・真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施
- ・消防操法本来の意義を徹底した訓練の実施
- ・消防操法大会のあり方の検討

#### (4) 装備等の充実

- ・風水害など多様な災害に対応できる装備の充実
- ・災害対応時の安全確保に向けた取組推進

# 第1章 本市消防団の現状と課題

## 第1節 消防団の現状

### (1) 消防団の組織等

#### ① 組織体制

消防団は、団本部と団本部分団、及び市内31地区をそれぞれ管轄する31の分団により組織され、さらに各分団は1～5班で構成されており、条例定数は742名となっています。

また、団長の下に旧市町を単位とした支団を編成し、支団長及び副支団長を配置することで、平常時は構成分団との緊密な意見交換や連絡体制の確保が可能となり、また、災害時には団長到着までの間、直近の支団長等が指揮をとることで、地域の実状に応じた迅速な対応と、切れ目のない統率された部隊運用が可能となります。

佐野市消防団組織図

(令和4年4月1日現在)

団本部		団長 1名		※支団長及び副支団長は、副団長の階級です。		
		【佐野支団】 支団長 1名 副支団長 2名		【田沼支団】 支団長 1名 副支団長 2名		【葛生支団】 支団長 1名 副支団長 2名
団本部分団	第1分団	(1班) 15名	第13分団	(1班) 20名	第22分団	(1班) 15名
22名	第2分団	(1班) 15名	第14分団	(1班) 15名	第23分団	(1班) 15名
	第3分団	(1班) 15名	第15分団	(1班) 15名	第24分団	(1班) 15名
	第4分団	(3班) 33名	第16分団	(1班) 15名	第25分団	(1班) 15名
	第5分団	(4班) 38名	第17分団	(1班) 15名	第26分団	(1班) 15名
	第6分団	(4班) 42名	第18分団	(1班) 15名	第27分団	(1班) 15名
	第7分団	(3班) 33名	第19分団	(3班) 31名	第28分団	(1班) 15名
	第8分団	(3班) 31名	第20分団	(4班) 39名	第29分団	(1班) 15名
	第9分団	(5班) 45名	第21分団	(3班) 31名	第30分団	(1班) 15名
	第10分団	(3班) 31名			第31分団	(1班) 15名
	第11分団	(3班) 33名				
	第12分団	(3班) 33名				

※階級構成は各分団が「分団長、副分団長、部長、班長及び団員」  
団本部分団が「分団長、部長、班長及び団員」となります。



## ② 年間の主な行事

消防団では、各種消防資機材取扱いのほか、災害現場で必要となる知識・技術の習得、さらに団員の士気高揚と市民の防火・防災意識の普及啓発を図ることを目的に、年間を通して様々な行事や訓練を行っています。

月	行 事
4月	規律訓練
6月	消防操法大会
7月	夏季点検
10月	消防団幹部管外視察研修
11月	秋季全国火災予防運動広報
	通常点検
1月	消防団表彰式・出初式 消防団教育訓練（基礎教育・幹部教育・特別教育、1月～3月）
3月	春季全国火災予防運動広報
通年	町会等消防訓練指導、地域行事等の火災予防警戒、救急講習、防犯防火診断、災害危険箇所の巡回等

## ③ 報酬・出動手当

団員の年額報酬及び出動手当の額については、佐野市消防団条例で定めています。

階 級	年額報酬	出動手当
団 長	217,000 円	1 回につき、2,350 円
副 団 長	174,500 円	
分 団 長	142,500 円	
副分団長	100,500 円	
部 長	76,000 円	
班 長	63,000 円	
団 員	53,000 円	

#### ④ 機械器具置場と消防団車両数

本市には61箇所の機械器具置場が配置されており、消防団車両は機械器具置場に各1台、団本部に1台の計62台が配備されています。

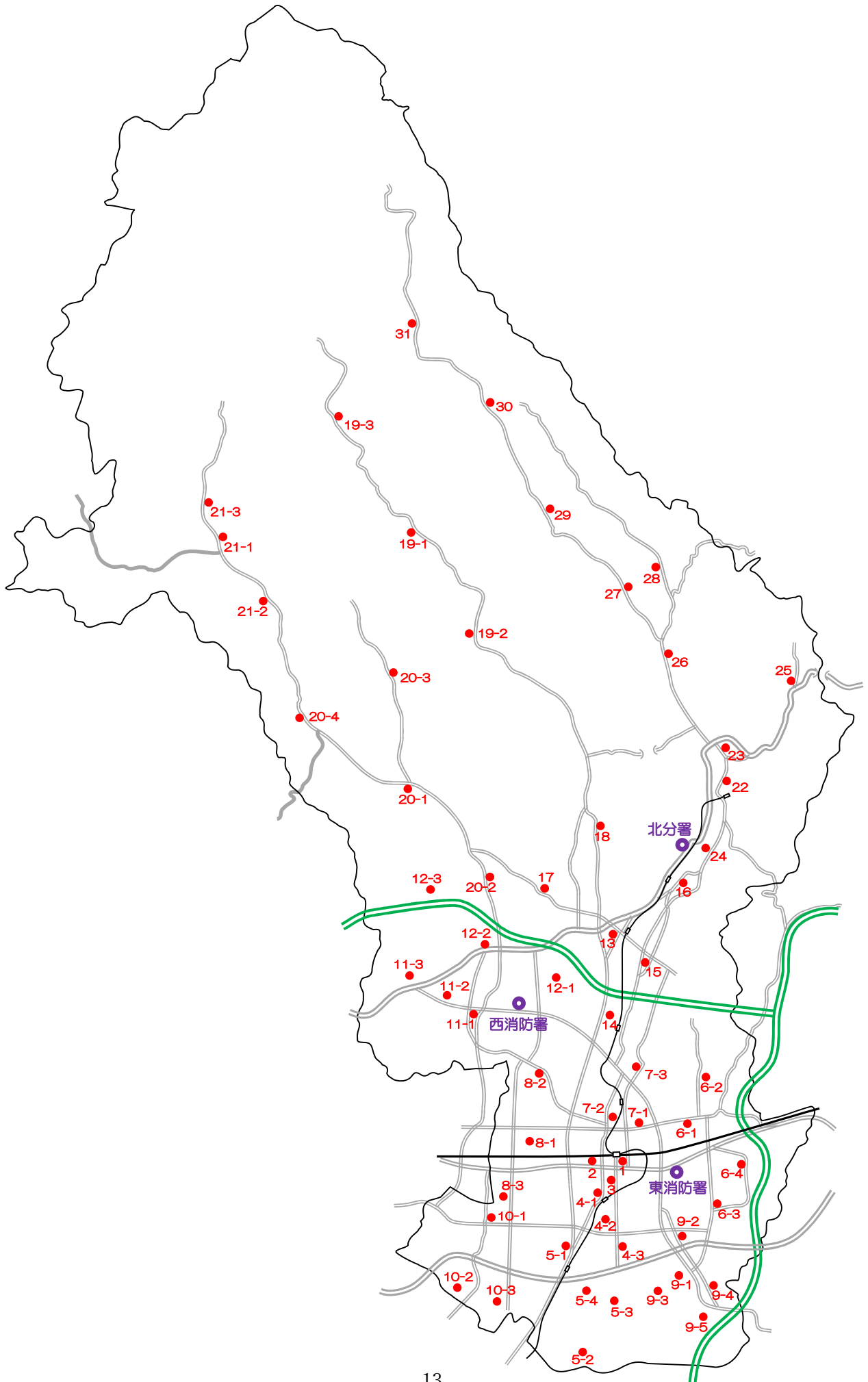
### 機械器具置場所在地及び管轄区域

(令和4年4月1日現在)

本部・分団名	区分	所在地	管轄区域	
団本部			市内全域	
団本部分団	第1班	栃本町 1491-4		
佐野支団	第1分団	第1班 高砂町 675-3	久保町、相生町、高砂町、若松町、富岡町	
	第2分団	第1班 大蔵町 2977	万町、伊賀町、本町、大蔵町、朝日町、大町、大橋町、天神町	
	第3分団	第1班 金屋仲町 2434-3	天明町、大和町、亀井町、金屋下町、金屋仲町、金井上町、大祝町、金吹町、浅沼町	
	第4分団	第1班	七軒町 2170-3	上台町、七軒町、寺中町、植野町、植上町、植下町、赤坂町、若宮上町、若宮下町
		第2班	寺中町 2436-3	
		第3班	植下町 413-1	
	第5分団	第1班	田島町 143	伊保内町、大古屋町、庚申塚町、田島町、君田町、船津川町
		第2班	船津川町 1196-1	
		第3班	伊保内町 3922	
		第4班	大古屋町 4809-1	
第6分団	第1班	犬伏下町 1983	犬伏上町、犬伏中町、犬伏下町、犬伏新町、関川町、米山南町、町谷町、葦川町、富士町、大栗町、伊勢山町、黒袴町、西浦町、鍍塚町、栄町	
	第2班	富士町 48-1		
	第3班	鍍塚町 195		
	第4班	黒袴町 495-5		
第7分団	第1班	堀米町 268-1	堀米町、奈良淵町、田之入町	
	第2班	堀米町 1207-1		
	第3班	奈良淵町 311-2		
第8分団	第1班	並木町 1774-1	小中町、並木町、免鳥町	
	第2班	小中町 221-1		
	第3班	免鳥町 766-1		
第9分団	第1班	馬門町 1531-2	飯田町、馬門町、高山町、高萩町、越名町、北茂呂町、茂呂山町	
	第2班	高萩町 355		
	第3班	飯田町 702		
	第4班	越名町 801-4		
	第5班	高山町 1772-1		
第10分団	第1班	村上町 232-1	村上町、上羽田町、下羽田町、高橋町	
	第2班	高橋町 585-5		
	第3班	下羽田町 1085-1		

佐野支団	第11分団	第1班	赤見町 1219-3	赤見町
		第2班	赤見町 3600	
		第3班	赤見町 4841-1	
	第12分団	第1班	石塚町 1524-3	石塚町、出流原町、寺久保町
		第2班	出流原町 1032-1	
		第3班	寺久保町 810	
田沼支団	第13分団	第1班	田沼町 566-10	田沼町、栃本町の一部 ※ 栃本町の一部に該当する区域は、下田沼町会・瓦町町会・原町町会と、下町町会のうち栃本町に係る区域
	第14分団	第1班	吉水駅前 1-19-1	小見町、吉水町、新吉水町、吉水駅前 1丁目・2丁目・3丁目
	第15分団	第1班	栃本町 2047-6	栃本町 ※ 第13分団の区域を除く
	第16分団	第1班	多田町 940-3	多田町、山越町
	第17分団	第1班	戸奈良町 970-7	戸奈良町
	第18分団	第1班	戸室町 1057-1	戸室町、岩崎町、船越町
	第19分団	第1班	白岩町 484-2	御神楽町、長谷場町、白岩町、作原町
		第2班	長谷場町 430-1	
		第3班	作原町 813	
	第20分団	第1班	閑馬町 360-8	山形町、梅園町、閑馬町、下彦間町
		第2班	山形町 509-3	
		第3班	閑馬町 1382-6	
第4班		下彦間町 987-6		
第21分団	第1班	飛駒町 1565-4	飛駒町	
	第2班	飛駒町 688-1		
	第3班	飛駒町 2827-5		
葛生支団	第22分団	第1班	葛生東 1-11-8	葛生東 1丁目、葛生西 1丁目、長坂町、富士見町、山菅町、あくど町 ※ 本町(葛生)町会、倭町町会、相生町(葛生)町会、富士見町町会、山菅町会
	第23分団	第1班	葛生西 3-3-19	葛生東 1丁目・2丁目・3丁目、築地町、宮下町、鉢木町、葛生西 1丁目・2丁目・3丁目、嘉多山町、あくど町 ※ 泉町町会、万町(葛生)町会、松井町町会、宮本町町会、築地町会、片倉町会
	第24分団	第1班	中町 1268-8	中町
	第25分団	第1班	会沢町 662-3	会沢町
	第26分団	第1班	仙波町 70-1	豊代町、仙波町の一部 ※ 仙波町の一部に該当する区域は、岩崎(葛生)町会
	第27分団	第1班	牧町 123-2	牧町
	第28分団	第1班	仙波町 1733	仙波町(第26分団の区域を除く)
	第29分団	第1班	柿平町 459-2	柿平町
	第30分団	第1班	水木町 1038-1	水木町
	第31分団	第1班	秋山町 696-1	秋山町
計	32分団	61班		

# 消防署及び消防団機械器具置場配置図

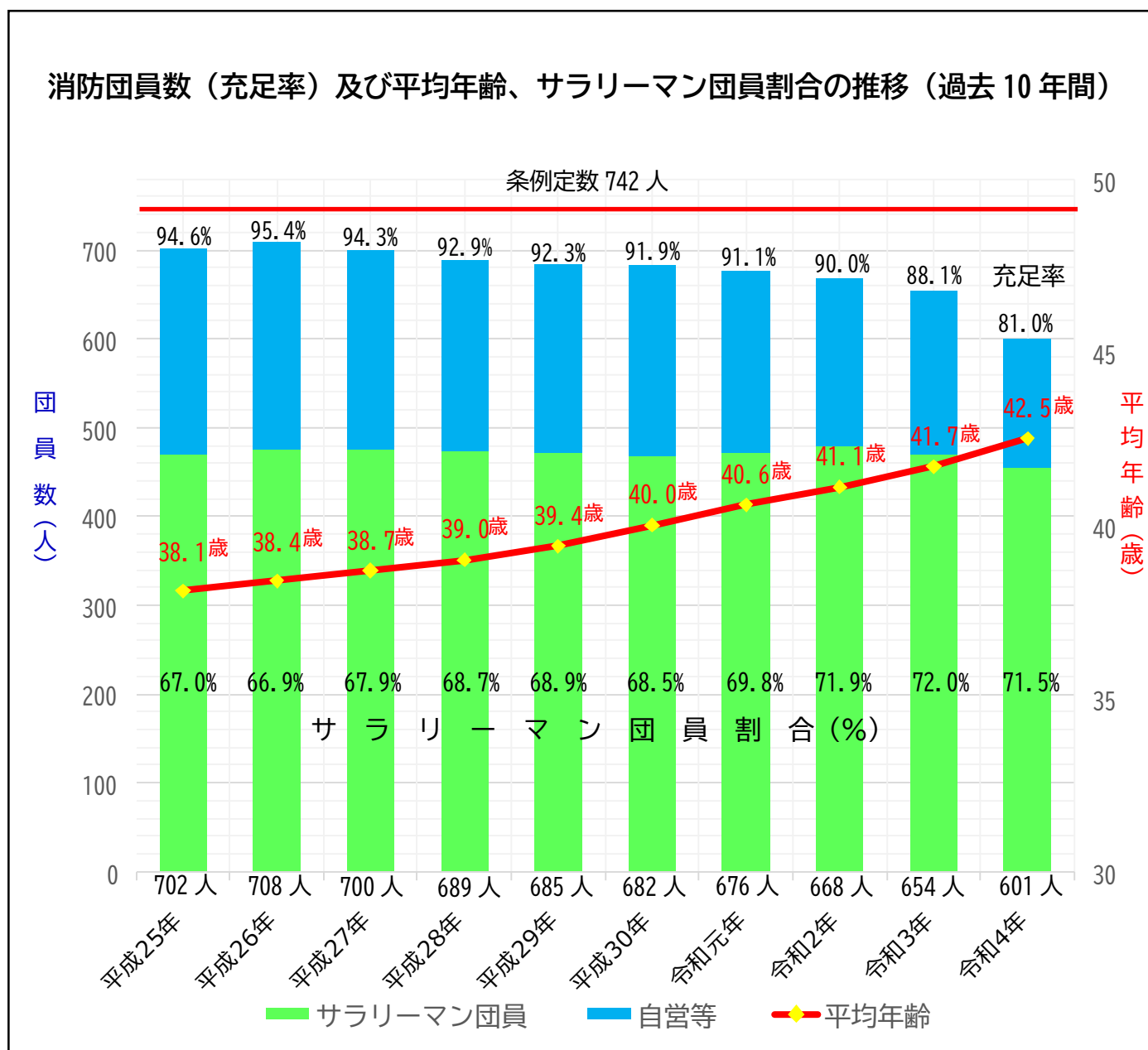


## (2) 消防団員数の推移並びに施設等の経過年数

### ① 消防団員数の推移

消防団員数は令和4年4月1日現在、条例定数742名に対し実員数601名（うち、団本部付で女性消防団員10名）で、充足率は約81%となっており、過去10年間で比較すると減少傾向にあります。

また、団員の平均年齢は42.5歳、サラリーマン団員割合は71.5%となっており、過去10年間で比較すると、平均年齢・サラリーマン団員割合ともに上昇傾向にあります。



※各年4月1日を基準日として算定



# 団本部及び分団ごとの条例定数・実員数・充足率

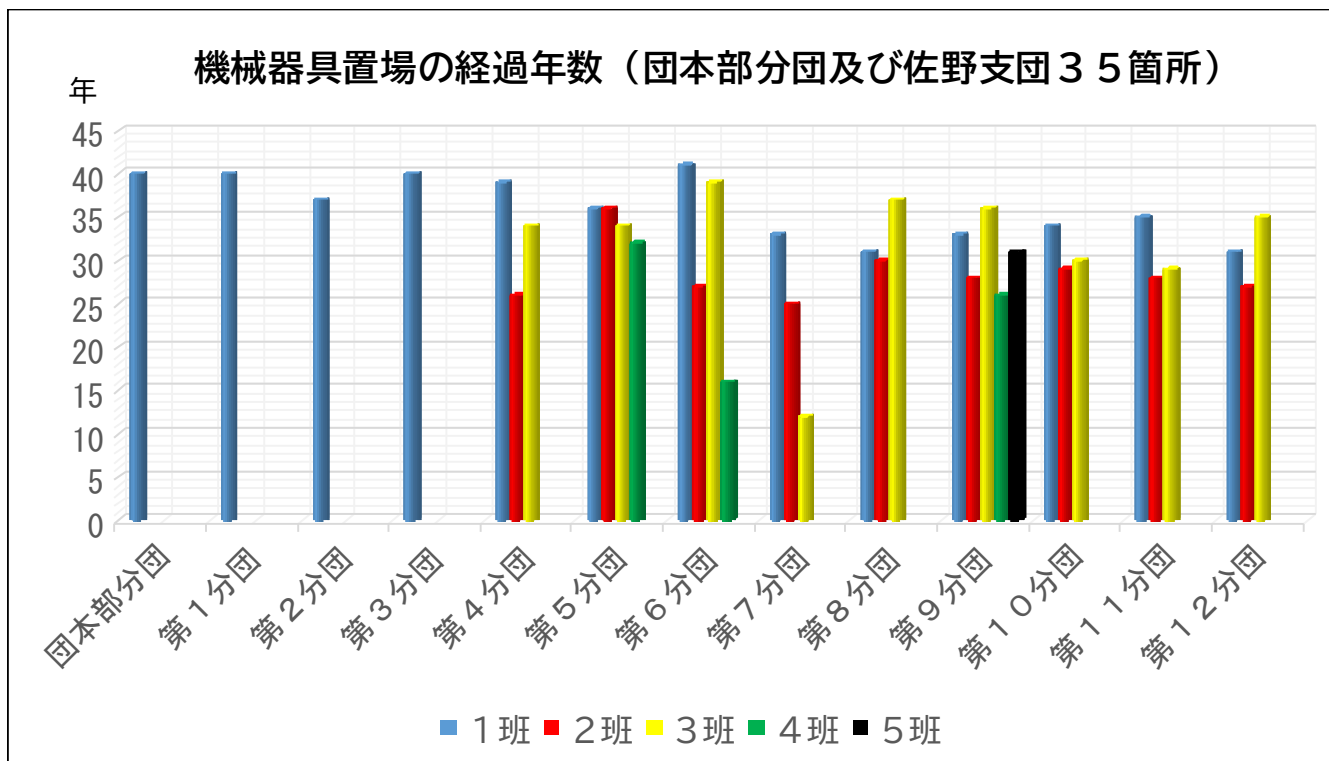
(令和4年4月1日現在)

団本部・分団	主な管轄地区	構成班数	条例定数 (A)	実員数 (B)	(B)-(A)	充足率			
団本部	市内全地区	1班	32	26	▲6	81.3%			
佐野支団	第1分団	佐野地区	1班	15	14	▲1	93.3%		
	第2分団	佐野地区	1班	15	9	▲6	60.0%		
	第3分団	佐野地区	1班	15	11	▲4	73.3%		
	第4分団	植野地区	3班	33	23	▲10	69.7%		
	第5分団	植野地区	4班	38	38	0	100.0%		
	第6分団	犬伏地区	4班	42	34	▲8	81.0%		
	第7分団	堀米地区	3班	33	25	▲8	75.8%		
	第8分団	旗川地区	3班	31	22	▲9	71.0%		
	第9分団	界地区	5班	45	36	▲9	80.0%		
	第10分団	吾妻地区	3班	31	25	▲6	80.6%		
	第11分団	赤見地区	3班	33	21	▲12	63.6%		
	第12分団	赤見地区	3班	33	28	▲5	84.8%		
田沼支団	第13分団	田沼地区	1班	20	17	▲3	85.0%		
	第14分団	田沼南部地区	1班	15	12	▲3	80.0%		
	第15分団	栃本地区	1班	15	15	0	100.0%		
	第16分団	田沼北部地区	1班	15	15	0	100.0%		
	第17分団	戸奈良地区	1班	15	14	▲1	93.3%		
	第18分団	三好地区	1班	15	15	0	100.0%		
	第19分団	野上地区	3班	31	22	▲9	71.0%		
	第20分団	新合地区	4班	39	27	▲12	69.2%		
	第21分団	飛駒地区	3班	31	21	▲10	67.7%		
葛生支団	第22分団	葛生地区	1班	15	15	0	100.0%		
	第23分団	葛生地区	1班	15	15	0	100.0%		
	第24分団	葛生地区	1班	15	15	0	100.0%		
	第25分団	葛生地区	1班	15	12	▲3	80.0%		
	第26分団	常盤地区	1班	15	14	▲1	93.3%		
	第27分団	常盤地区	1班	15	11	▲4	73.3%		
	第28分団	常盤地区	1班	15	12	▲3	80.0%		
	第29分団	氷室地区	1班	15	12	▲3	80.0%		
	第30分団	氷室地区	1班	15	15	0	100.0%		
	第31分団	氷室地区	1班	15	10	▲5	66.7%		
計		61班	742	601	▲141				
佐野市消防団	団本部	佐野支団		田沼支団		葛生支団			
601	26	286	158	131	81.0%	81.3%	78.6%	80.6%	87.3%
742	32	364	196	150					

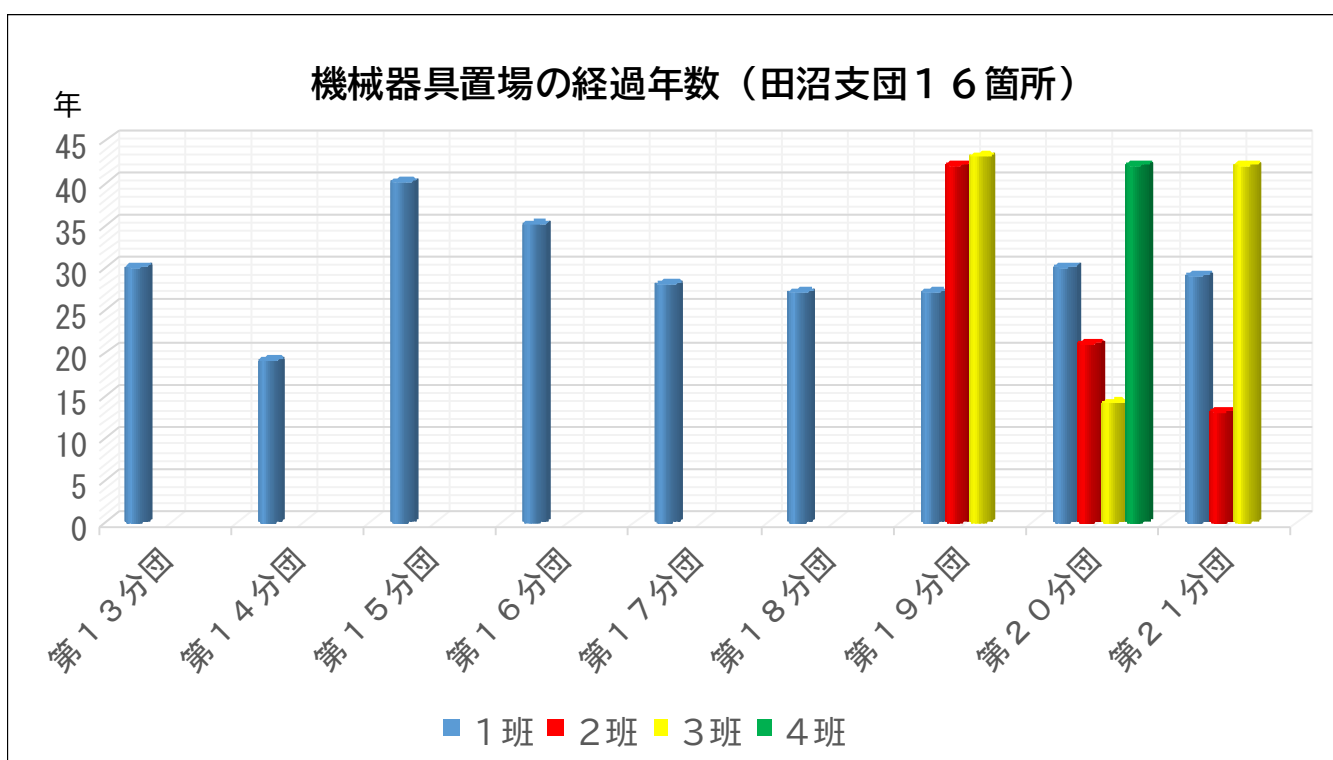
## ② 機械器具置場の建築年数

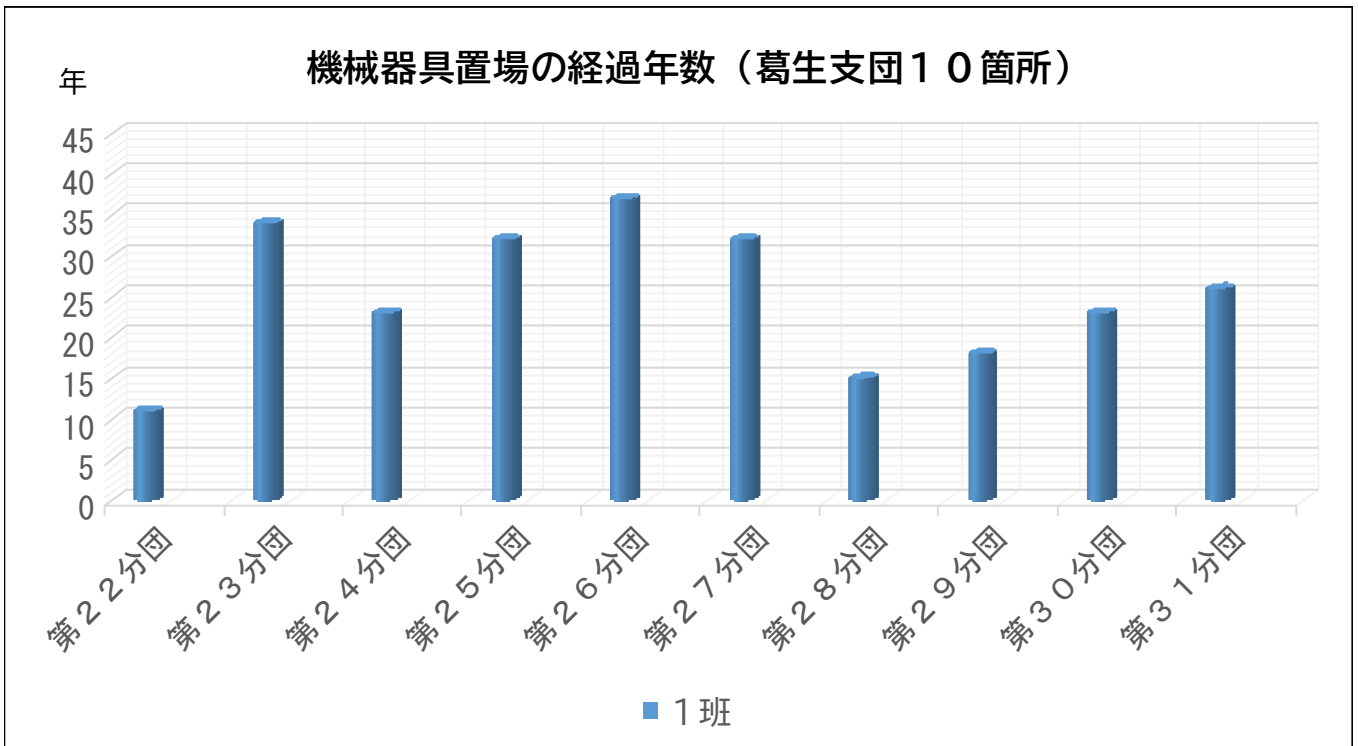
令和4年4月1日現在、総数61施設のうち、建築後30年以上経過した施設数は36施設で全体の半数以上となり、うち9施設で建築後40年以上が経過しています。

(令和4年4月1日現在)



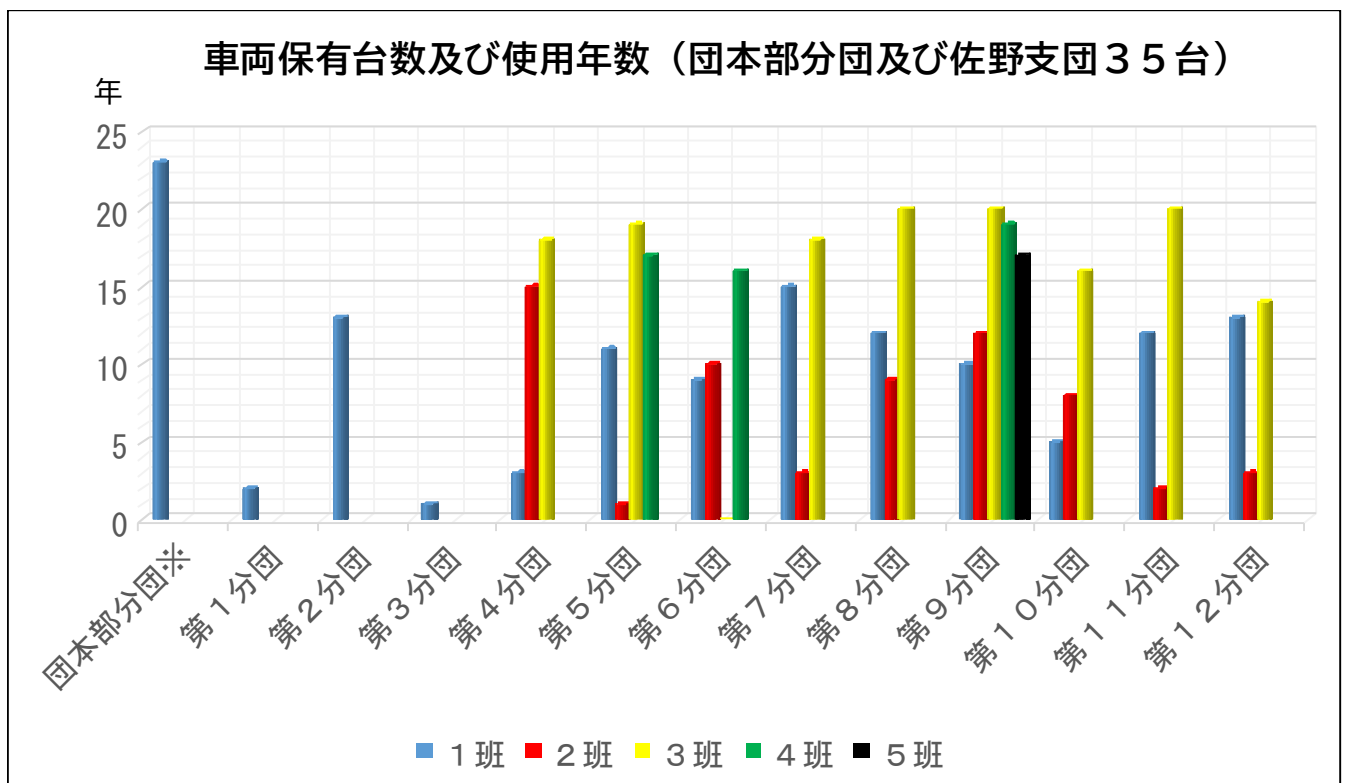
(令和4年4月1日現在)





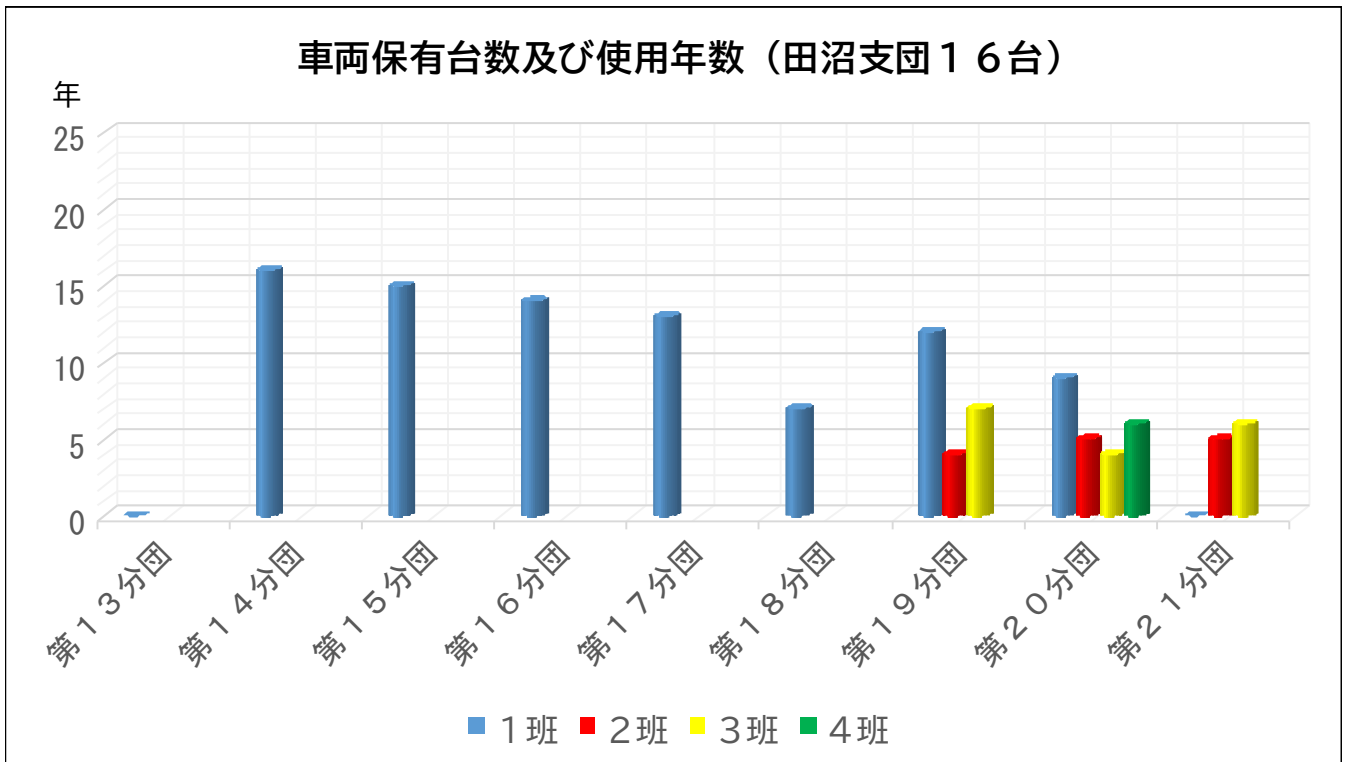
### ③ 消防団車両の使用年数

消防団車両は導入後、概ね20年間使用した老朽化の著しい車両から順次更新し、操作性や装備品の改良による安全対策の向上、故障リスクの低減による災害対応力の強化を図っています。

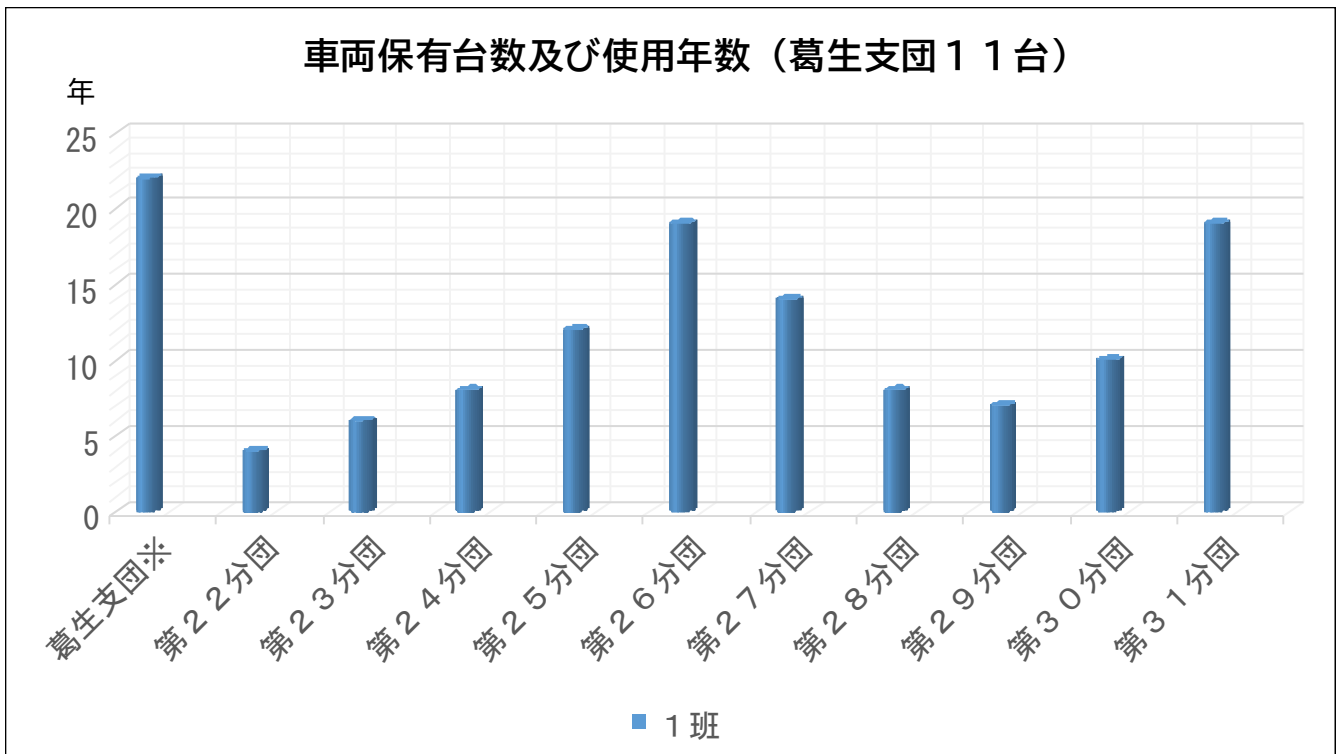


※団本部分団についてはワンボックスタイプで、放水機能なし

(令和4年4月1日現在)



(令和4年4月1日現在)



※葛生支団についてはワンボックスタイプで、放水機能なし

### (3) 消防団の出動状況

#### 令和元年度

火災出動		訓練出動		特別警戒出動		水防出動		その他出動		※合計	
回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)
13	593	21	5,346	34	2,129	148	1,344	24	832	240	10,244

※令和元年東日本台風に伴う出動件数等の増加

#### 令和2年度

火災出動		訓練出動		特別警戒出動		水防出動		その他出動		合計	
回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)
17	895	16	4,429	7	1,624	0	0	9	50	49	6,998

#### 令和3年度

火災出動		訓練出動		特別警戒出動		水防出動		その他出動		合計	
回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)
19	888	16	4,836	10	1,717	1	9	20	90	66	7,540

※消防団が出動する主な火災は、建物火災、林野火災、その他建物への延焼の危険がある火災である。

※訓練出動とは、規律訓練、消防操法訓練、夏季点検、通常点検、防災訓練のほか、毎月の定例訓練等の出動である。

※特別警戒出動とは、春・秋の火災予防運動期間における広報、防犯防火診断、町会等の要請によるイベントでの特別警戒など、火災予防警戒活動等の出動である。

※水防出動とは、出水時の河川・道路の巡視及び住民への広報・避難誘導等のほか、積み土のうなど水防活動等の出動である。

※その他出動とは、搜索のほか、町会や学校の要請による消防・防災訓練指導、災害復旧支援活動等の出動である。



## 第2節 消防団が抱える課題

### (1) 消防団を取り巻く社会環境の変化と影響

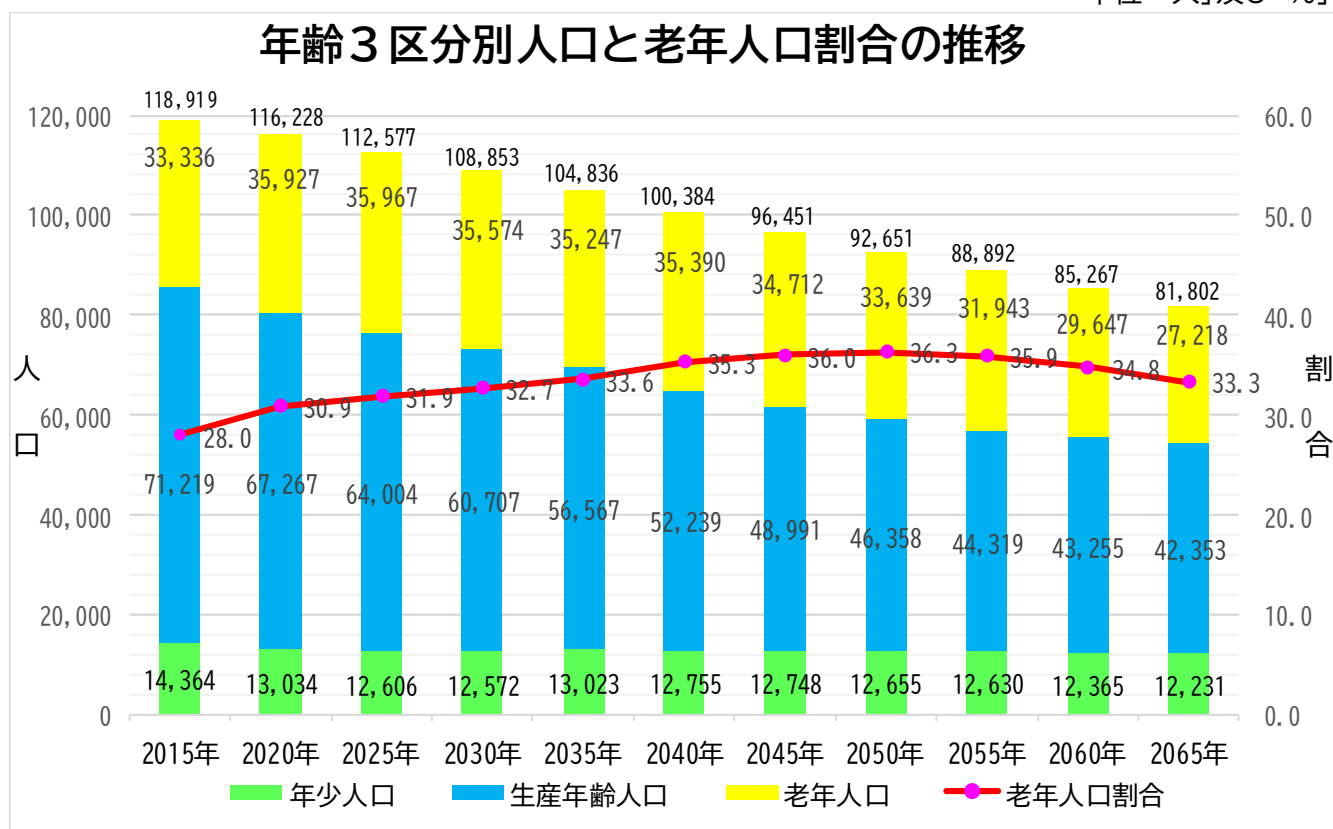
少子高齢化や、若年世代と地域社会との関わりの希薄化などの要因により、若年層の団員確保に大変苦慮しています。さらに、新規入団者数が減少することで、現職団員が退団しづらい環境となっており、在団年数が長期化するなど、平均年齢の上昇につながっています。

また、就業構造の変化等に伴う被用者団員（いわゆるサラリーマン団員）の割合が増加しており、平日日中の災害に対応可能な団員割合の低下や消防車両の出動時間の遅れ、または特定の団員に負担が増加するなどの弊害が生じています。

一方、人口ビジョンでは、今後の人口減少や、高齢化率の上昇が見込まれており、団員確保や分団運営に支障をきたすことが予想されます。

そのため、今後検討を要する課題として、次の4項目があげられます。

単位：「人」及び「%」



※年少人口：0～14歳、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上

資料：令和4年6月の佐野市人口ビジョン改訂版（令和2年国勢調査反映版）の「パターン2（地方公共団体での独自推計）」をもとに作成

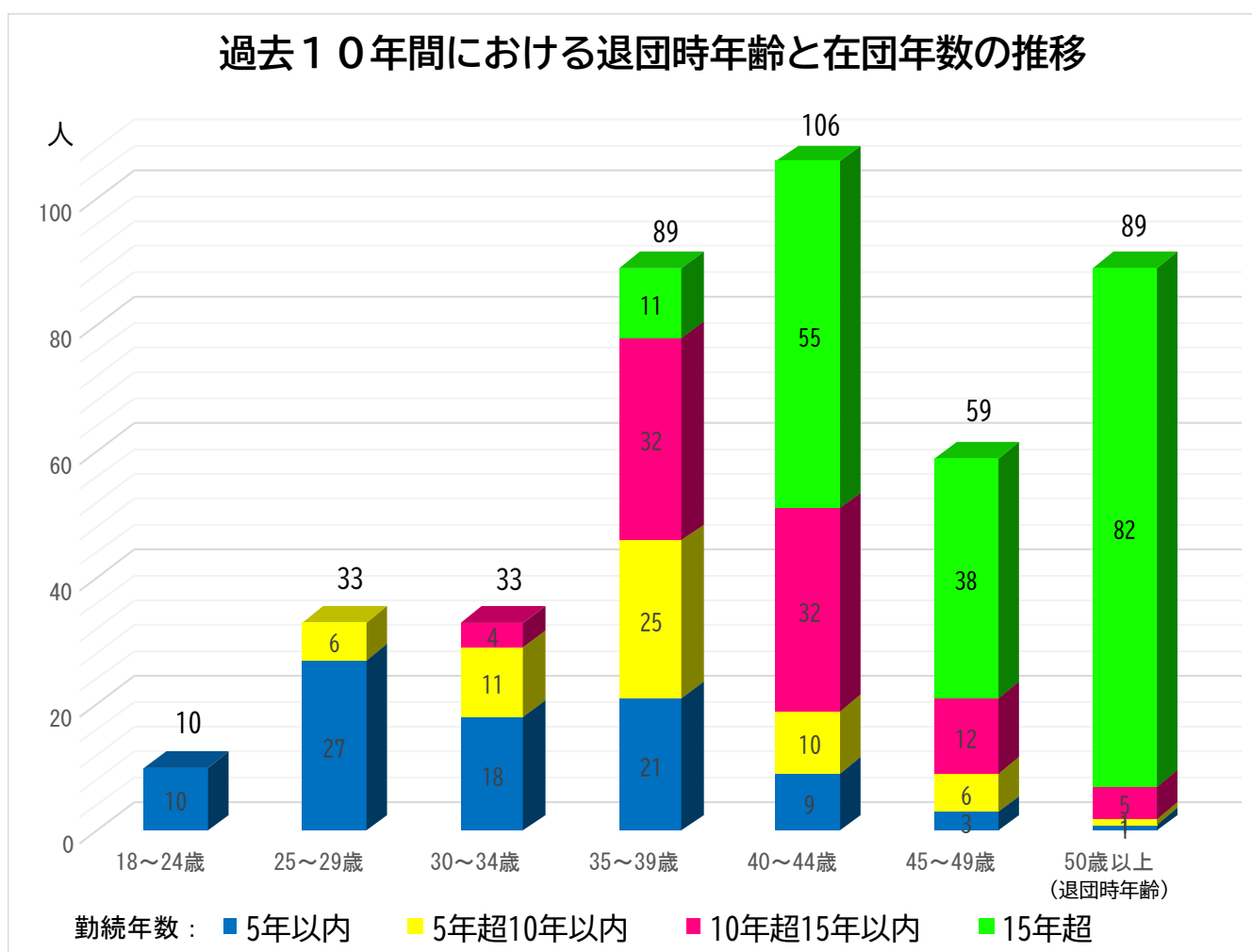
## ① 消防団員数の減少

平成24年度から令和3年度までの10年間、入団者数354名に対し、退団者数は419名で、退団者数が入団者数を上回っています。また、入団後5年以内に退団した団員数は89名で、さらに退団時の年齢が34歳までの若年世代で見ると、55名の団員が5年以内に退団していることから、入団後、比較的早期に退団してしまうことが、退団者数の増加を招くとともに、平均年齢を上昇させる要因の一つとなっています。

消防団員数の減少は、地域防災力の低下はもとより、後継者不足や円滑な知識・技術の伝承などの課題に直結しています。

団員数減少の要因としては、少子高齢化や就業構造の変化などの社会環境の変化以外にも、消防団は『訓練が多い』、『休日や夜間の活動が多い』、『懇親会などの本来の職務以外の活動が多い』といった消防団に対するイメージなど、様々な要因が複合的に影響し、消防団員数の減少に拍車をかけているものと考えられます。

若年層を中心とした団員確保の取組や、入団した団員が長く継続し続けられるような対策や環境等をいかに構築していくかが喫緊の課題となります。



※平成24年度から令和3年度までの退団者419名が対象

## ② 消防団員の負担軽減

消防団員は災害現場の最前線で活動することから、災害対応に必要な知識・技術の習得と規律の保持が必要不可欠となります。そのため定期の訓練のほか、様々な教育訓練、研修等を計画的に実施しています。このほか、消防施設や機械器具の維持管理、火災予防広報、地域事業への参加・協力など、災害対応以外にも、様々な消防団活動を行っています。

一方、核家族化や共働き世帯が増加する中、仕事や家事、育児、介護、地域行事等への参加など、多忙な日常生活を送りながら消防団活動を行うことは団員の負担となり、さらに、新入団員の確保困難による勤続年数の長期化や就業構造・雇用形態の多様化は、現職団員の負担感を増幅することにもつながります。

消防団員の負担軽減をどう進めるか、課題となっています。

## ③ 災害現場における安全対策・装備

近年の災害は多様化・大規模化・複雑化するとともに、数十年に一度と言われてきた災害が多発する傾向にあり、災害現場の最前線で活動する消防団員の安全確保は極めて重要となっています。

令和元年東日本台風では、多くの消防団員が積み土のうや木流しなどの水防工法による浸水被害の軽減を図ったほか、土砂災害現場での復旧作業や増水した河川の巡視、冠水した道路や地域での避難誘導・避難支援など、常に危険と隣合わせの現場での活動を行っており、安全対策の向上が課題となっています。

そのため、消防団員の安全対策に万全を期したうえで、想定される様々な災害に対し迅速・的確に対応するためには、安全管理に関する教育や実践的な訓練等の強化と併せて、安全装備品の充実を図っていく必要があります。

一方で、阪神淡路大震災や東日本大震災のほか、水害等の教訓から、消防団の大規模災害への対応として、チェーンソーやボートなどの救助資機材等を新たに配備する試みも始まっており、その場合、安全対策との両立をいかに図っていくかが課題となります。

## ④ 消防団組織の再編

消防団組織は、合併以前からの体制を長く継承していますが、管轄区域の人口や世帯数・高齢化率、地理、交通等の社会環境や産業・就業構造は大きく変化しており、また今後の人口減少や高齢化率の上昇を見据えた場合、地域の実状や地理的条件等を

考慮しながら、消防団組織の再編等を検討していく必要があります。

さらに、団員不足のほか、厳しい財政状況により、今後、機械器具置場や消防団車両の更新は遅れ、施設等の老朽化や維持管理費の増加が予想されます。そのため、限られた資源で最大限の効果が得られるよう、分団の統廃合や施設配置の適正化をいかに図っていくかが課題となります。

## (2) アンケート結果から見える課題

消防団が直面する課題等を抽出し、施策に反映することを目的として全消防団員と、地域防災を共に担う全町会及び自主防災組織を対象に、消防団の活性化に関する事項についてアンケート調査を実施しました。

アンケート結果を分析した結果、今後検討を要する課題として次の6項目があげられます。

### ① 新入団員の確保

新入団員の確保については、町会及び自主防災組織が関与している地域があるものの、主に分団ごとに実施しておりますが、『団員確保に苦慮している』、または『団員確保できていない』と回答した消防団員の割合は約75%となっており、また、団員確保に関与している町会及び自主防災組織においても、大多数が『今後は厳しい・更に厳しい』、または『確保できない』と回答していることから、今後も新入団員の確保に苦慮することが予想されます。

消防団への入団者が少ない理由については『消防団活動に時間が取られる』、『仕事が忙しい』との回答数が上位を占めており、仕事や私生活と消防団活動の両立への懸念が新入団員の確保が進まない要因の一つと考えられます。また、「中山間地域を管轄している」、「若年層の団員割合が低い」、「すでに条例定数を大きく下回っている」など、特定の分団で慢性的な団員不足の課題に直面しており、条例充足率が75%未満（15ページ参照）となる分団の管轄地区を構成する町会及び自主防災組織のアンケート結果では、消防団への入団者が少ない理由として、『地域に消防団の担い手がいない』との回答が全ての地区で上位を占めています。

新入団員の確保が進まない要因として、生活スタイル・就業構造の変化や少子高齢化のほか過疎化の進行、地域特性など、様々な要因が複合的に影響しています。

## ② 消防団の魅力向上

消防団員を続けたいかについて調査したところ、『辞めたい』、『どちらかといえば辞めたい』、『どちらともいえない』と回答した割合は計66.7%となります。この結果は、このままでは現職の消防団員が多く退団する可能性が高いことを示しています。

さらに、消防団活動を行ううえでの問題点として、『消防操法訓練に負担を感じる』、『消防団活動に時間が取られる』、『年額報酬や出動報酬が少ない』、『職場の理解や協力が得られない』などの意見が上位を占めており、退団希望者数が多い背景として様々な要因が影響していることが伺えます。

また、町会及び自主防災組織のアンケート結果では、『消防団の活動をよく理解していない』、『日常的な活動実態が分からない』、『誰が消防団なのか、現状どうなっているのか分からない』などの意見が複数寄せられており、市民の消防団活動への理解が進んでいないことが伺えるほか、認知不足が新規入団者の少ない理由になっていると考えられます。

一方、消防団活動を行ううえで、最もやりがいを感じることや良かったことに関して、『地域の方や団員とのつながりができたこと』と回答した団員の割合は約41%と突出して高く、人や地域とのつながりを重要視している結果となっており、地域防災活動に貢献しているという社会的認知度及び地位の向上は、消防団員のモチベーションにも直結すると考えられます。

## ③ 町会及び自主防災組織との連携強化

災害対応を行ううえで、町会及び自主防災組織との連携は必要不可欠であり、平時から協力体制を構築しておくことが重要となります。アンケート結果でも、約9割の町会及び自主防災組織と半数以上の消防団員が、地域防災力の強化のため、今後、町会及び自主防災組織と消防団が連携強化していく必要があると回答しています。

一方、『消防団と連携した訓練等を実施している』、または『実施したことがある』と回答した町会及び自主防災組織は約半数で、現状では連携体制が十分とはいえず、平時からの協力体制や情報共有のあり方をいかに構築していくかが課題となります。

## ④ 消防団行事等のあり方・実施方法等に関する検討

消防団では、災害現場の活動で必要となる各種資機材取扱いや安全操作の習熟、規律保持などを目的とした各種訓練のほか、防火意識の普及啓発や各種功労表彰を目的

とした行事などを、年間を通して計画的に実施しています。

一方で、消防団活動を行ううえでの問題点として、『消防操法訓練に負担を感じる』、『消防団活動（行事・訓練）に時間が取られる』との回答がいずれも上位を占めており、消防団への入団者が少ないと思われる理由についても、『消防団活動（行事・訓練）に時間が取られる』、『仕事が忙しい』の順になっています。また、年間行事の実施方法についてどう思うかとの問いに対し、いずれの行事も『規模も時間も縮小した方がよい』との回答が上位を占めており、特に消防操法大会については『実施しない方がよい』との回答が約41%で、他の行事と比較し突出して高い数値となっています。

防火・防災活動上必要となる訓練や重要な行事等については、その目的や意義、必要性を丁寧に説明しつつも、実施方法の見直しや新たな取組など、消防団行事のあり方や実施方法について検討していく必要があります。

## ⑤ 消防団組織の再編

消防団員を対象としたアンケート結果では、組織の再編に伴う消防団機械器具置場や消防車両の配置の見直しについて、『推進すべき』、または『やむを得ない』と回答した割合が半数以上となっています。

一方、町会及び自主防災組織を対象としたアンケート結果では、地域から機械器具置場や消防車両がなくなることについて、約7割が『反対』、または『不安を感じる』と回答しています。

組織の再編等については災害対応力の低下を招かないことを大前提としながら、地域の意見等も考慮し、慎重に検討を進めて行く必要があります。

## ⑥ 日中の災害対応力の低下と対策

平日日中の時間帯に災害が発生した場合、どの程度出動できるかとのアンケートに対し、『ほぼ0%』との回答が最も多く全体の約39%で、次いで『25%程度』との回答が約20%となっており、全体の約6割を占めています。その理由は『仕事が忙しく抜けられない』、『勤務先または自宅等が管轄から離れている』が全体の約76%を占めています。

団員数の減少や被用者団員の割合増加は、「団員が集まらず出動できない」、または「出動までに時間を要する」などの要因となり、それによる災害対応力の低下が懸念されています。

一方、日中の火災等のみに出動する機能別消防団員制度の導入に関して、消防団員を対象としたアンケート結果では、『将来的には必要である』との回答が最も多く約

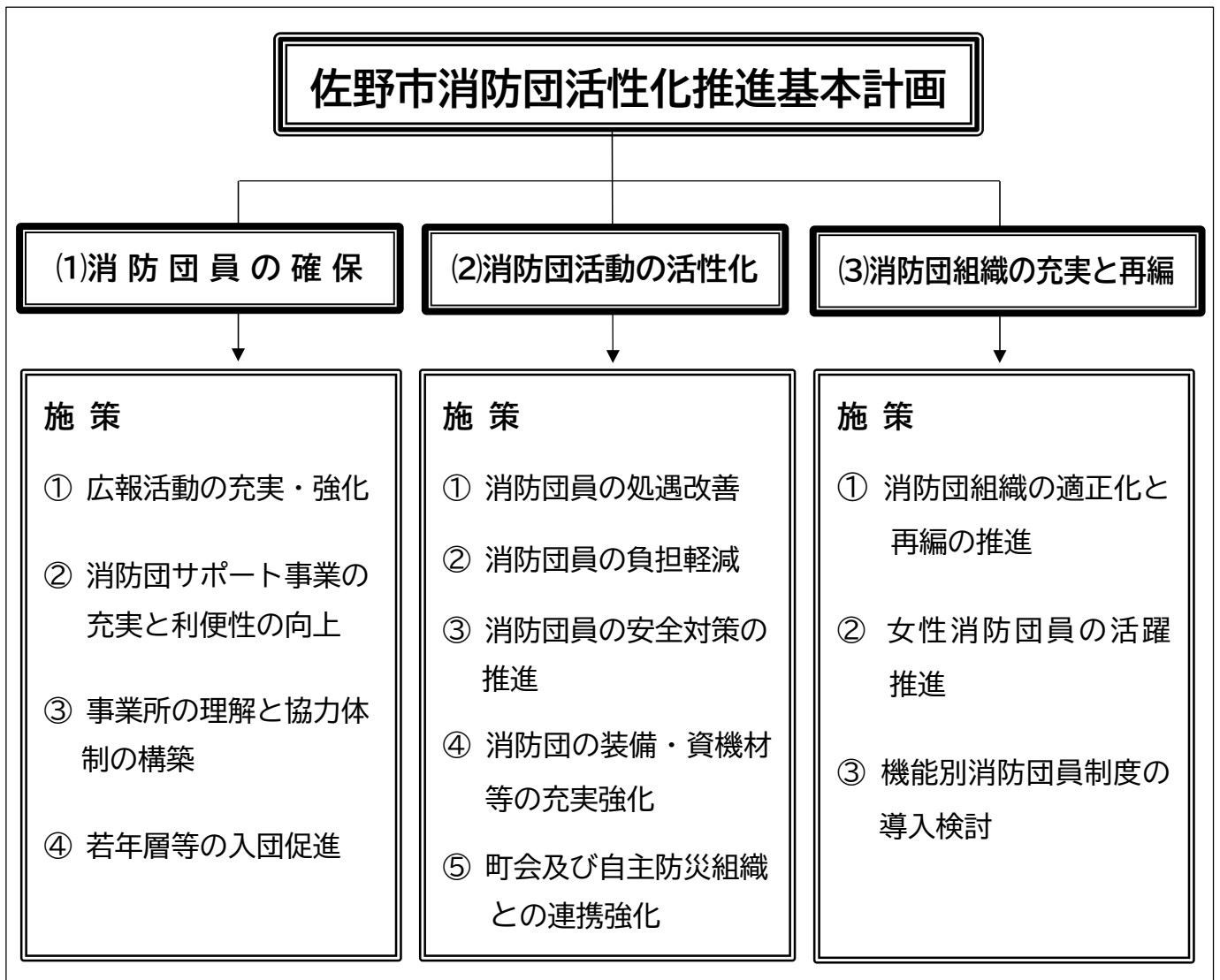
58%、次いで『今すぐ必要である』との回答が約27%となっています。また、町会及び自主防災組織のアンケート結果からも、消防団OBの活用に関する意見が多く寄せられています。

# 第2章 本市消防団の活性化に向けた施策

## 第1節 施策体系

昨今の消防団を取り巻く社会環境の変化等により生じる課題や、アンケート結果を通して浮かびあがった対策を要する課題等に対し、解決するための基本方針として、『消防団員の確保』、『消防団活動の活性化』、『消防団組織の充実と再編』の3項目に分類し、さらに個別施策を策定・実行することで、消防団の活性化を推進します。

なお、基本方針ごとに成果指標を定め、目標値の達成に向け各種取組を進めるものとします。



## 第2節 施策ごとの推進方針

### (1) 消防団員の確保

被用者や共働き世帯数は年々増加しており、その中で消防団員の確保を図るうえで、企業や家族等を含めた社会全体の理解を深めることが極めて重要となります。

そのため次の施策を推進し、消防団員の確保を図ります。



## ① 広報活動の充実・強化

消防団について、「将来にわたり地域防災の中核として欠くことのできない代替性のない存在」であることを広く市民に理解してもらうため、市の広報紙やホームページ・公式SNS、ケーブルテレビなど、あらゆる広報媒体を活用し、消防団の活動内容や地域との関わりの様子のほか、団員の生の声を、写真や動画等を活用して分かりやすく紹介するとともに、消防団員の身分や処遇についてより一層の周知を図るなど、消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が伝わる広報活動を積極的に展開します。

また、市民や団員の家族が消防団活動に直接触れ合える機会の創設など、消防団に対する理解の促進を図ります。

## ② 消防団サポート事業の充実と利便性の向上

各種広報媒体等を活用し、また各種商工団体が開催する会合等の機会を捉え、消防団員及びその家族に対し優遇措置を提供していただく協力店の数や業種の拡充に積極的に努めます。特に、若年・子育て世帯等が利用しやすい業種やサービス内容の充実を重点的に推進するなど、若年層の団員とその家族が恩恵を享受しやすい優遇措置等の充実を図り、若年層の入団促進と消防団活動を継続しやすい環境を整備することで、より魅力ある制度の構築を進めます。

さらに、団員及びその家族等に対して制度の理解と、対象店舗や利用促進の周知をより積極的に行うとともに、協力店を市のホームページ等で分かりやすく公表してイメージアップの向上を図るなど、協力店側が恩恵を受けられるよう広報対策の強化を図ります。

また、県主体の類似事業である「栃木県消防団応援の店」制度との連携について、利便性の向上と宣伝効果の面等から検証します。

## ③ 事業所の理解と協力体制の構築

消防団への入団促進と団員が活動しやすい環境を整備するため、企業等が加盟する協議会の会議や懇談会等の機会を捉え、消防団活動への理解と協力体制を促進するための積極的な広報活動を実施します。

また、現在実施している消防団協力事業所表示制度のさらなる普及啓発を図るとともに、企業及び市のホームページ等での公表等を積極的に推進するほか、協力事業所に対する表彰制度を設けるなど、消防団活動に協力する事業所へのイメージアップ対

策を強化します。

#### ④ 若年層等の入団促進

##### ア 学生に対する消防団活動への理解促進

学生は、現在または将来の消防団員候補として有力であり、消防団活動に触れる機会を創設し、消防団の存在意義や役割、やりがいなどの理解促進が進むことで、卒業後の入団につながることを期待できます。

そのため、学生の入団促進を図るため、そのインセンティブとなる学生消防団活動認証制度導入の必要性について検討します。

##### イ 将来の担い手の育成

地域防災力の向上のためには、幼少期からの防災教育の充実が有効であり、幼年消防クラブや少年少女消防クラブの存在や活動が果たす役割は非常に重要となります。一方で、幼少期以降の防災教育については学校等を中心に実施しており、中学・高校と途切れのない活動を継続していく必要があります。

そのため、教育委員会や学校との連携を強化し、現在、小学生までとしている少年少女消防クラブの対象拡充や、高校生までを含めた幅広い層の参加を促すとともに、学校への消防団啓発ポスターの掲示や団員との対話・出前講座の開催などを通して、地域防災の重要性のかん養と、卒業後の消防団への加入を円滑にする啓発活動を積極的に推進します。

##### ウ 公務員等の入団促進

市内に居住している、または勤務している公務員等を対象に、消防団活動に対する理解促進と入団案内を行うとともに、現職消防団員やOB消防団員にも入団勧誘等の協力や働きかけを依頼し、公務員等の消防団への加入の促進を図ります。

#### ◆ 消防団員の確保に係る主な成果指標

成果指標	現状値（R4）	目標値（R11）
消防団員の充足率	81.0%	100%
消防団員の平均年齢	42.5歳	40歳

## (2) 消防団活動の活性化

消防団は地域密着性・要員動員力・即時対応力の3つの特性を有する地域防災力の中心であり、常備消防とともに「公助」を担いつつ、地域における「共助」の一翼を担う重要な存在です。そのため、団員数が減少する中、多様化する災害に対し万全な体制を構築するとともに、時代の変化に即した新たなニーズに対応するための組織づくりが非常に重要となります。

消防団活動の活性化を推進するためには、消防団員の待遇改善や負担軽減のほか、消防団に対する社会全体の理解を深め、消防団の存在意義を明確にし、かつ、団員個々のモチベーション向上を図っていく必要があります。

そのため次の施策を推進し、消防団活動の活性化を図ります。

### ① 消防団員の処遇改善

消防団員の処遇改善は、消防団員の士気高揚や家族等の理解を得るため有効な手段であるほか、その対価が実感できる環境を整え、消防団の魅力向上を図ることで、消防団員の確保につながる非常に重要な対策となります。

そのため、令和3年4月13日付（消防地第171号）で消防庁長官より発出された「消防団員の報酬等の基準の策定等について」、及び「消防団員の処遇等に関する検討会の最終報告書」の内容を踏まえつつ、適正な報酬額等の見直しを行うとともに、消防団サポート事業の充実や事業所の理解と協力体制の強化と併せて、消防団員の処遇改善を図ります。

### ② 消防団員の負担軽減

#### ア 平時における各種訓練等について

平時における消防団行事や各種訓練については、迅速・的確な災害活動を行ううえで極めて重要となりますが、比較的団員が参加しやすい土・日曜日に開催せざるを得ず、団員の負担感につながっています。

そのため、過重な負担がかからないことを前提としつつ、団員等の意見も取り入れながら、多様化する災害現場で役立つ訓練や教育を充実させるほか、効率的なスケジュールで実施するとともに、既存の訓練内容等についても精査を行うなど、PDCAサイクルにより適宜検証・見直しを行うことで、団員の負担軽減を図りつつ、本市の実態等に即した災害現場で役立つ訓練のあり方について検討するものとしします。

## イ 消防操法訓練について

消防操法訓練については、消火活動における基礎的な動作をまとめたもので、消防団員が火災現場の最前線で安全に活動するため非常に重要となります。

一方で、消防操法については各県の代表が安全・確実・迅速性を披露するとともに、順位を競う場として全国大会が開催されており、その予選となる市や県の大会を含めると、訓練期間の長期化や訓練回数の増加は避けられず、選手や訓練を補助する団員等の負担感の増加につながっております。消防団員を対象としたアンケート結果でも、『大会を過度に意識した訓練の実施』、『行動の形式化』、『実火災の現場の動きと乖離している』、『訓練回数の増加による生業への影響』など、他の訓練等と比較し消防操法大会の実施について否定的な意見が突出して高くなっています。

そのため、消防操法訓練の実施にあたっては、消防技術の習得といった本来の意義を丁寧に説明しつつ、佐野市消防操法大会のあり方等について見直しを行います。

## ③ 消防団員の安全対策の推進

災害現場は様々な危険要因が内在しており、怪我等の事故防止を図るうえで、安全管理に関する知識・技術の習得と安全装備品の充実が極めて重要となります。

また、消防団活動に伴う危険性への懸念を要因とした団員のなり手不足による消防力の低下を防ぎ、団員の家族や職場等の理解を得るためにも、安全対策の推進は率先して取り組む事項となります。

そのため、効率的なスケジュールで研修会等を開催し、安全管理マニュアルの周知徹底と、多様化する災害現場等での事故事例について、原因と対策に関する情報共有を行いながら、これまで以上に安全教育を推進します。さらに、安全装備品等の更なる充実を図ることで、公務災害ゼロを目指します。

## ④ 消防団の装備・資機材等の充実強化

これまで消防団の災害対応は火災を主としておりましたが、近年は大規模化・激甚化する風水害や大規模地震への警戒と対応など、市民が消防団に寄せる期待や役割は多様化しています。町会及び自主防災組織を対象としたアンケート結果では、大規模災害時に消防団に望む活動として、『避難誘導・避難支援』、『救出・救護活動』の順となっています。

一方、新たな装備・資機材の配備は、維持管理や定期的な訓練の実施のほか、新たな危険要因が生じるなど、消防団員の負担感を増幅させるおそれがあります。

そのため、新たな装備・資機材等の充実強化等については、地理的条件や地域の実状を勘案しつつ、運用面や消防団の意向も考慮しながら、必要性について検討します。

### ⑤ 町会及び自主防災組織との連携強化

人口減少や少子高齢化、中山間地域の過疎化の進行が見込まれるなか、地域の実状に精通し、密着した活動を展開する消防団と、町会及び自主防災組織を含む地域コミュニティとの連携強化は、地域防災力の充実強化を推進するうえで非常に重要となります。

そのため、大規模災害時等における情報共有のあり方や災害時の協力体制について事前に協議を進めるとともに、平時における防火・防災訓練を協力して実施するなど、「顔の見える関係」を構築することで、災害時により迅速・的確な活動が行えるよう、これまで以上に町会及び自主防災組織との連携強化を推進します。

## ◆ 消防団活動の活性化に係る主な成果指標

成果指標	現状値	目標値
消防団員の公務災害件数	H27～R3	R5～R11
	3件	0件
消防団と連携した活動を行っている町会及び自主防災組織の割合	R3	R11
	50.2%	100%

### (3) 消防団組織の充実と再編

消防団員の確保と消防団活動の活性化に関する施策を推進する一方、今後の社会情勢の変化や将来人口推計等を考慮した場合、消防団活動における多様性の推進と、地域防災力の確保のための新たな制度を導入するとともに、将来にわたり持続可能な消防団組織の構築のため、組織の再編等について検討を進める必要があります。

そのため次の施策を推進し、消防団組織の充実と再編を図ります。

#### ① 消防団組織の適正化と再編の推進

消防団は合併後18年が経過し、その間、人口動向や生活環境の変化による団員数の減少や、被用者団員の割合増加、雇用場所の都市部への集中などによる災害対応力

の低下が懸念されます。一例をあげると、分団の実員数が少ない、または日中に出動できる団員割合が少ないなどの理由により、災害出動までに時間を要する、または団員が集まらず災害出動できないなどの問題が生じた場合は、消防団機械器具置場が近くにあっても、有効な消防活動ができないこととなります。

消防団の適正化と再編については、消防力の低下を招かないことを大前提としながら、地域の実状や地理的条件を勘案しつつ、再編によるスケールメリットを生かした迅速な災害対応や分団間の相互応援体制の構築など、運用面の強化を含め総合的に検討します。

なお、分団の再編等については、これまで消防団が地域で果たしてきた役割や地域とのつながり、消防団機械器具置場や消防車両が地域にあることの安心感等を考慮した場合、消防団や地域住民等の意見も考慮しながら慎重に検討を進める必要があります。

そのため、消防団組織の再編等については、別に計画を策定し、基本方針と推進方法等を明確にしたうえで実施するものとします。

## ② 女性消防団員の活躍推進

旧佐野市消防団で女性消防団員が初めて任命されてから、間もなく20年となり、その間、高齢者宅の防火診断や市民を対象とした応急手当講習、火災予防啓発活動など、災害対応以外の幅広い分野で活躍しています。一方で、女性消防団員に求められる役割は多様化しており、消防団員を対象としたアンケート結果でも、大規模災害時の女性消防団員に求める活動として『後方支援活動』や、『避難所設営補助』、『情報収集活動』を求める声が多数を占めています。

女性消防団員の活躍を推進するため、平時における救急講習や火災予防広報など既存の活動を充実するほか、幼年消防クラブや少年少女消防クラブとの連携した活動をより積極的に展開するなど、将来の担い手育成につながる啓発活動を推進するとともに、大規模災害時等における活動のあり方について検討を進めます。

また、女性消防団員の声を反映し、活動しやすい環境の整備を進めるほか、ジェンダーに関係なく、団員個人がそれぞれの個性・能力を一層発揮できるような活動のあり方についても検討を進めます。

## ③ 機能別消防団員制度の導入検討

町会及び自主防災組織を対象としたアンケート結果から、市民が消防団に求める役割として最も期待しているのは災害対応であり、消防団が抱える諸課題を考慮したう

えで、災害対応力の向上を図るためには新たな制度の導入が必要となります。

そのため、最も優先度の高い課題である平日日中や大規模災害時の対応力強化を目的に、消防職員OBや消防団員OBの協力を想定した機能別消防団員制度の導入について検討を進めます。

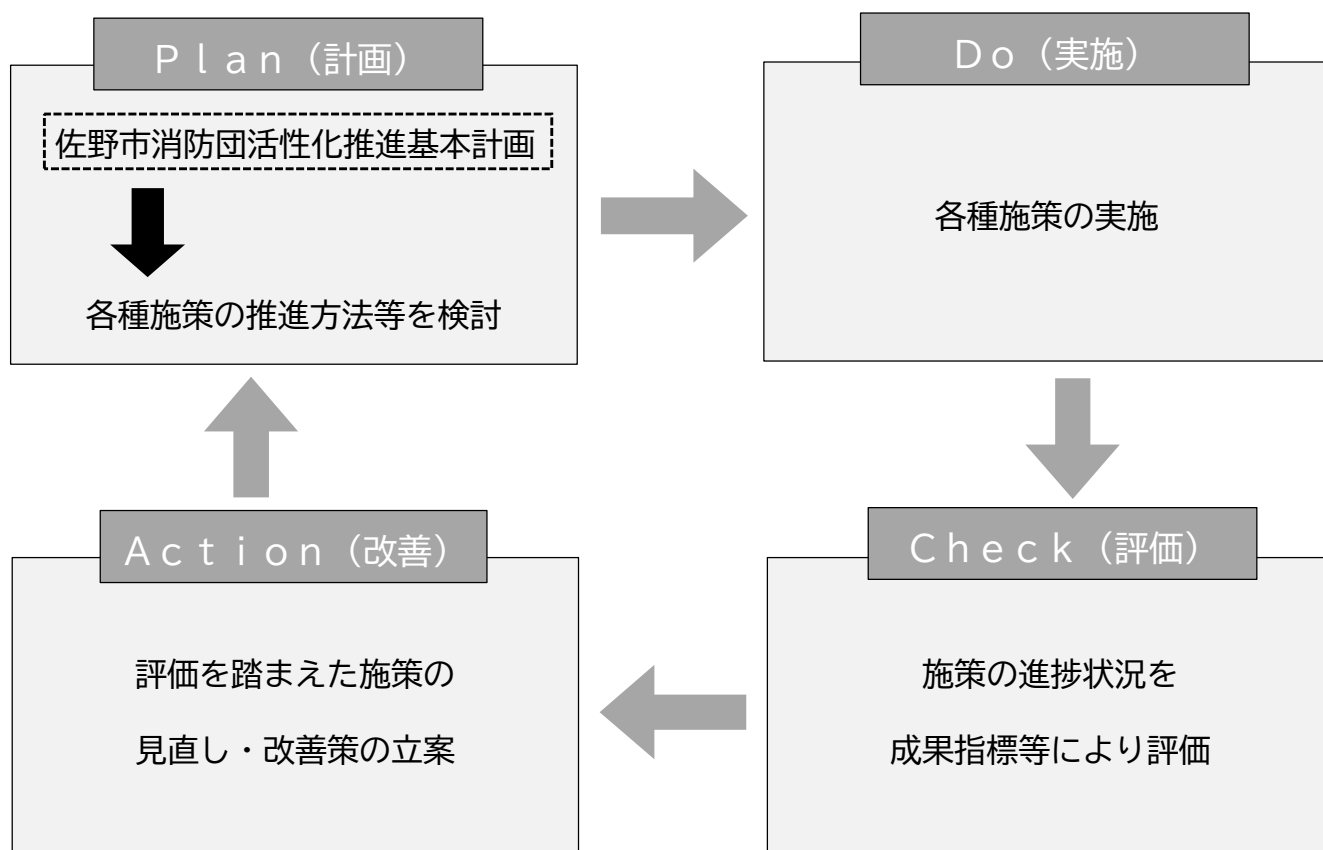
### ◆ 消防団組織の充実と再編に係る主な成果指標

成果指標	現状値（R4）	目標値（R11）
再編等に関する計画の策定・実施	0回	1回
消防団員に占める女性消防団員の割合	1.7%	5.0%

## 第3節 施策の推進体制と進捗管理

本計画で定める各種施策は、市と消防団、町会及び自主防災組織、事業者、関係団体及び関係機関等が協力・連携しながら推進するものとします。

また、毎年度、それぞれの施策について進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより取組の効果を検証するなど、必要に応じ推進方法の見直しを行います。



# 資料編



## 佐野市消防団活性化推進基本計画策定懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 佐野市消防団活性化推進基本計画（以下「基本計画」という。）の策定又はその変更  
に当たり、基本計画又はその変更の素案について意見を聴くため、佐野市消防団活性化推  
進基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇談会は、佐野市消防団活性化推進基本計画策定委員会設置要綱（令和3年佐野市  
消防本部訓令第3号）第1条に規定する佐野市消防団活性化推進基本計画策定委員会が作  
成する基本計画又はその変更の素案に関し意見を述べるものとする。

### (組織)

第3条 懇談会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 佐野市町会長連合会会長及び副会長
- (3) 佐野商工会議所に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (4) 佐野市あそ商工会に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (5) 佐野青年会議所に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (6) 佐野市自主防災組織連絡協議会会長及び副会長
- (7) 佐野市防災士連絡会会長
- (8) 佐野市女性防火クラブ会長
- (9) 佐野市消防団長及び副団長（支団長の階級にある者に限る。）
- (10) 佐野警察署の職員
- (11) 前各号に掲げるもののほか、消防長が必要があると認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、基本計画が策定される日又は変更される日までとする。

2 市長は、前条第2項第3号、第4号及び第5号の規定に該当する委員が推薦を受けた団  
体を脱退したときは、その委員を解嘱することができる。

### (会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を  
代理する。

### (会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又  
は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、消防本部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年3月25日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

### ○佐野市消防団活性化推進基本計画策定懇談会委員

No.	区 分	職 名	氏 名
1	1号委員	佐野日本大学短期大学准教授	田 村 田
2	2号委員	佐野市町会長連合会会長	上 岡 良 雄
3	〃	佐野市町会長連合会副会長	厚 木 健 志
4	〃	佐野市町会長連合会副会長	倉 持 勇
5	〃	佐野市町会長連合会副会長	大 出 治 夫
6	3号委員	佐野商工会議所会頭	吉澤 慎太郎
7	4号委員	佐野市あそ商工会事務局長	大 木 聡
8	5号委員	佐野青年会議所理事長	渡 邊 伸 一 郎
9	6号委員	佐野市自主防災組織連絡協議会会長	小 野 猛
10	〃	佐野市自主防災組織連絡協議会副会長	厚 木 健 志
11	〃	佐野市自主防災組織連絡協議会副会長	飯 塚 雅 男
12	7号委員	佐野市防災士連絡会会長	金 子 好 雄
13	8号委員	佐野市女性防火クラブ会長	葛 貫 郁 子
14	9号委員	佐野市消防団長	谷 和 文
15	10号委員	佐野警察署警務課長	生 沼 和 男

○佐野市消防団活性化推進基本計画策定委員会委員

No.	区 分	職 名	氏 名
1	委員長	消防長	飯島 美津浩
2	副委員長	消防次長（総務課長）	栗 原 徹
3	委 員	市民活動促進課長	水 上 聡
4	〃	危機管理課長	岩 上 正
5	〃	人権・男女共同参画課長	鈴木 弘子
6	〃	警防課長	齋 藤 光 昭
7	〃	予防課長	桂 野 透
8	〃	通信指令課長	石 原 幸 治
9	〃	東消防署長	新 井 英 朗
10	〃	西消防署長	石 澤 豊

各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 殿

消防庁長官

### 消防団員の報酬等の基準の策定等について

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、消防団員数は2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であり、今後数年間で80万人を割り込むおそれもある極めて憂慮すべき事態となっています。消防庁では、このままでは消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたすという、これまで以上に強い危機感のもと、講ずべき対策を検討するため、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催することとしました。同検討会では昨年12月から本年3月まで、まずは消防団員の適切な処遇のあり方について議論を行ってきたところですが、今般、同検討会における中間報告が別添参考1のとおり取りまとめられました。

消防庁では、中間報告を踏まえ、出動報酬の創設や、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項を下記のとおり取りまとめました。

つきましては、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）にあつては、本通知の内容や、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条において「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」とされていることを踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村に対して、消防団員の処遇の改善等について積極的な取組を行うよう周知し、適切に助言されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

- 1 消防団員の処遇の改善を図るため、別紙1のとおり、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下本通知において「基準」という。）を定めたので、この基準及び別紙2の留意点を踏まえ、各市町村において、消防団員の報酬等の見直しを検討すること。
- 2 本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出動報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれを各市町村において適切に予算措置すべきであること。
- 3 各市町村においては、消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行すること。予算については令和4年度当初予算から必要な額を計上すること。
- 4 基準の制定にあわせ、「〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）」（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号）を別紙3のとおり改正するので、各市町村においては条例の改正にあたり参考にされたいこと。
- 5 出動報酬の創設に伴う課税関係については、国税庁と協議のうえ、追って消防庁から通知することとしていること。
- 6 出動報酬の創設等に伴い、地方財政措置については、令和4年度から基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。

以上

## 非常勤消防団員の報酬等の基準

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を次のように定める。

第1 非常勤消防団員の報酬の種類は、出動回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出動に応じて支払われる出動報酬の二種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

第2 年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」（昭和39年消防庁告示第5号）に定める「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第3 出動報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出動については、1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出動については、市町村において、出動の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第4 上記に掲げる報酬のほか、出動に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出動に係る費用弁償については、必要額を措置する。

第5 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

## 非常勤消防団員の報酬等の基準に係る留意点について

非常勤消防団員の報酬等の基準（以下「基準」という。）に掲げる事項については、以下の点に留意すること。

## ・基準全体について

この基準は、令和4年4月1日から適用すること。ただし、特に第5の支給方法については、従前より消防庁から助言していることも踏まえ、市町村において前倒しで実施することが望ましいこと。

## ・第1について

報酬の種類については、報酬が勤務に対する反対給付であることに鑑み、即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本給的な性格を持つ年額報酬と、出勤に応じた成果給的な報酬としての出勤報酬の二種類を定めていること。

## ・第2について

年額報酬の額については、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、「団員」より上位の階級にある者や機能別団員等の年額報酬については、市町村において業務の負荷や職責等を勘案して均衡のとれた額を定めること。

## ・第3について

出勤報酬の額については、年額報酬と同様、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額等（出勤に係る費用弁償の額を含む。）を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、災害以外の出勤については、標準額と比較して業務の負荷や活動時間等を勘案して均衡のとれた額を定めること（均衡をとる観点から、警戒・訓練等について、標準額を下回る額を定めることは差し支えない）。

短時間の出勤や日付をまたぐ出勤、1日に複数回の出勤といった場合の取扱いについても、基本的には、業務の負荷や活動時間等を勘案し、標準額と比較して均衡をとりつつ、具体的な取扱いについては、各市町村において定めること。

ただし、大規模災害等で出勤が長期間にわたる場合には、出勤報酬の支給単位は出勤日数に関わらず「1回」とするのではなく、「1日」とすることが適当であること。さらに、この場合の出勤報酬の額は、標準額と均衡をとりつつも、市町村の判断で更に引き上げることも差し支えないこと。

・第4について

消防団員の出勤に係る費用弁償については、地域の実情に応じて各市町村において定めることとし、その際には、他の非常勤職員の費用弁償の例によることが適当であること。

・第5について

報酬及び費用弁償については、団員個人に直接支給すること。

団（分団・部等を含む。以下同じ。）経由で団員個人に支給することも、透明性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等の方法も、団員間の公平性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。





佐野市消防団活性化推進基本計画

令和5（2023）年3月

発行 佐野市

編集 佐野市消防本部総務課

〒327-0844 栃木県佐野市富岡町 1391 番地

T E L 0283-23-9946

F A X 0283-22-4441

E-mail 119.soumu@city.sano.lg.jp

U R L <http://www.city.sano.lg.jp>